

## 1 頻発する豪雨被害に、被災者生活再建制度の拡充を

### (1) いまだに避難を続けるみなさんへの支援を急げ

#### 【柳下県議】

柳下礼子です。日本共産党県議団を代表して、一般質問を行います。

まず、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」のうち、「いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ」についてです。

昨年の埼玉県東部を襲った豪雨に続き、8月の台風被害によって、埼玉県西部では甚大な被害が生じています。台風9号だけでも所沢市・狭山市・入間市を中心に床上浸水398件、床下浸水1714件です。たとえ床下浸水であっても、11階建てのマンションや保育所のエレベーター機能が長期に停止するなど被害は深刻です。

志木市では、傾斜地につくられた住宅の土留めが崩れ、70代の女性が未だに家を借り、避難生活を続けております。土留めの仮囲いで約500万円、本格的な修理は800万円と言われ、公的支援をもとめておられます。飯能市でも、傾斜地に開発された住宅街の土留めが崩れ、住宅13軒までもが避難生活を強いられております。土留めの所有は上の5軒で、こちらの方たちが土留めを修復しなければ、下の8軒は家に戻ることができません。土留めと家の距離が狭すぎて、費用はどこまで膨らむか計り知れません。

豪雨の直後、わが党県議団は、記録的な豪雨の状況に「災害救助法適用を」と申し入れましたが、埼玉県は適用しませんでした。仮に、適用があれば国と県の負担で、避難生活や住宅の応急修理に支援が行われたはずですが。救助法本法はハードルは高いのですが、施行令第1条1項4号には「多数の者が生命または身体に危害をうけるおそれが生じた場合」とあり、近年の救助法適用事例はみなこの条文にもとづくものです。

知事、8、9月の台風災害によって、未だに避難し続けている人々がいることをご存知でしたか？なぜ、救助法適用を決断できなかったのですか？内閣府は「空振りを恐れずに使ってほしい」と言っておりますが、今後は積極的に適用すべきです、知事の答弁を求めます。

さて、上田知事は、2013年の竜巻災害を受けて、県と市の被災者安心支援制度を創設されました。被災者生活再建支援法からこぼれ落ちた部分に光を当てた素晴らしい制度だと思います。しかし、今回の地盤崩壊で避難生活を続ける住宅には適用がありません。「住宅倒壊」ではないのだから駄目だというのは、機械的です。ぜひ、志木市や飯能市の事例に安心支援制度を適用すべきです。知事の答弁を求めます。また、鳥取県では住宅の半壊にも同様の制度を拡充したと聞いています。今後被災者安心支援制度を住宅半壊や、床上浸水、地下室の水没など多くの県民の生活再建に資するものに拡充していただきたい。この点についても答弁を求めます。

#### 【知事】

災害救助法の適用についてでございますが、その適用基準には、まず住宅の全壊棟数など定量的なものがございます。

併せて、御質問にもございました「多数の方が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合において、多数の方が避難して継続的に救助を必要とするとき」といういわば定性的な基準がございます。これは多数の方が避難所に長期に避難することを想定した基準であります。

台風9号が最接近したときには最大200人の避難者がいた入間市でも、その日の夜には11人となり、翌日午後には避難所利用者がいなくなっております。

他の市町村でも同様な状況でしたので、災害救助法を適用する状況にないと判断したものでございます。今後とも、災害救助法の適用については、その緊急性に鑑み、被害状況をしっかり見極めて、迅速に判断をさせていただきたいと思っております。

次に、志木市や飯能市の事例に被災者安心支援制度を適用することについてでございます。

この制度は住宅が全壊した世帯はもちろん、「住宅の敷地に被害が生じ、住宅倒壊の危険を防ぐためなどやむを得ない事由により住宅を解体した世帯」も対象になっております。

両市の事例については、被災された方と地元の市が協議をしていますので、その結果を踏まえて適切に対応させていただきます。

次に、被災者安心支援制度を住宅の半壊、床上浸水、地下室の水没などに拡充することについてでございます。

支援の対象を広げることについては、過去の災害の対応に加え、今後起こり得るであろう大規模災害の規模感なども考えなければならぬと思っております。また、地震保険の加入や住宅の耐震改修などの自助努力をしている人との整合性もやはり考えなければなりません。

こうしたことから、制度の拡充については、どの程度の支援が適切なのか、制度を共同で運営している市町村にも意向を伺って検討をしなければならないと考えております。

#### 【柳下県議再質問】

・ 志木市と飯能市については、現地も見て、調査もしているのですが、その結果、適用していきたいということではよろしいか。

#### 【知事】

先ほども申し上げました両市の事例については、被災された方と地元の市が協議していますので、その結果を踏まえて、適切に対応してまいります。

その後、私は念のために、協議の対象になっているということを申し上げたのです。きちんと協議されてますよ、ということをお願いして、念を押したつもりでございました。

#### (2) 所沢市・東川の浸水被害対策を

##### 【柳下県議】

台風9号により東川が溢れ、旧市役所付近の密集住宅地が広範囲にわたり浸水被害をう

けました。テレビで全国放映もされるほどの被害でした。この東川は歴史的に浸水を繰り返しており、埼玉県河川整備計画による地下河川整備が平成 24 年に完成したばかりでした。地元自治会の要請により、東川地下河川、水害被害についての説明会が 11 月 19 日開かれました。しかし、除塵機など設備には問題はなかった、豪雨が想定を上回ったものである。また、想定雨量の見直しはできないという説明に地元住民の怒りが爆発しました。

住民が怒るのは当然です。つい 4 年前に総事業費 120 億円の地下河川が完成し、この周辺では不動産事業者を中心に「東川はもう安心です」という宣伝が行われていたからです。埼玉県発行の「東川地下河川」というパンフレットには「浸水を繰り返してきた東川」とあり、「東川は住宅地内を流れる都市河川として、浸水被害の軽減を目指す河川整備が求められています」と述べています。

今回の所沢市内の被害総数は床上 121 軒、床下 481 軒で、全部が東川ではありませんが、120 億円かけた地下河川整備が「浸水被害の軽減」につながったとは到底思えません。説明会では、想定雨量、時間 50 ミリを見直して、河川を整備すべきだという声に対して、東川だけ想定雨量を見直すことはできないとの答弁がありました。しかし昨年東部豪雨被害の直後、11月に策定された「新方川（にいがたがわ）、会之堀川（あいのほりがわ）流域における浸水被害軽減プラン」によると「時間 89 ミリの降雨に対して床上浸水被害の解消と浸水エリアの縮小を図る」ことを目的に、県と春日部市が役割分担の上、河川改修・貯留施設・下水道の整備を行います。この 10 年間で、時間 50 ミリを超える雨は 31 回も降っています。私は、春日部市のプランを参考に、東川についても早期に最大降雨量に対応するプランを立てるべきと考えます。県土整備部長の答弁を求めます。

#### 【県土整備部長】

御質問の春日部市のプランについては、近年増加する集中豪雨を対象として浸水被害の軽減を図るため国が創設したものでございます。

このプランで実施できる内容は、法定計画に基づく河川と下水道の整備、流域対策、危険情報の周知、水防活動の強化などでございます。

時間雨量 50 ミリ程度を超える河川整備を行うものではなく、国の支援を受けながら計画の事業進捗を早めるものでございます。

また、国への申請については市町村が行うこととなっておりますので、県では所沢市からプラン策定の相談があれば、河川・下水道事業調整協議会を通じて支援してまいります。

県といたしましては、このプランの策定にかかわらず日比田調節池の整備促進や地下河川の監視カメラ画像の市への提供など、水防活動を始めとする所沢市との協力関係をより一層強化してハード、ソフトの両面から洪水対策を進めてまいります。

#### 【柳下県議再質問】

所沢市とも検討していくということは、時間雨量 50 ミリの施設では水害はなくならな

いので、それ以上のものを作っていく、検討していくということか。

#### 【県土整備部長】

春日部市のプランでは89ミリ対応としているが、所沢市の東川では50ミリを超える分についてどうなのかという御質問にお答え申し上げます。

このプランは、答弁でも申し上げましたとおり、法定計画に基づく河川改修と下水道の整備を行うもので、それ以上のことを行うものではありません。

春日部市の場合は、50ミリを超える部分について、河川と下水道で対応するのではなく、春日部市独自の貯留管等で対応しています。

50ミリを超えた、89ミリのうち39ミリの部分については、市の独自で対応を行い、それに対して国から支援を受けるということをございます。

さらに、水防活動や危険情報の周知などを市と県で一緒に協力してやっています。

所沢市につきましても、市からお話があれば、河川・下水道事業調整協議会を既につくっておりますので、その場で十分に協議をしていきたいと考えております。

## 2 障害者が個人として尊重される社会の実現を

#### 【柳下県議】

神奈川県津久井やまゆり園で、元職員による殺傷事件が起こりました。なくなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げます。この事件が社会に与えた衝撃は非常に大きなものです。同容疑者は次のような手紙を衆議院議長に送っております。

「・・・私は障害者総勢470名を抹殺することができます。・・・保護者の疲れきった表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳、日本国と世界の為(ため)と思い、本日行動に移した次第であります。・・・障害者は不幸を作ることしかできません。」と驚くべき内容です。日本国憲法は、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とうたっています。誰でも生きる権利はあり、生きることを励ますことこそ政治の責任です。私は、これを旨として議員活動に取り組んでまいりました。知事、「障害者は不幸をつくることしかできません」という容疑者の言葉に対し、日本国憲法のもとでは絶対に違ふと表明していただきたい、どうですか？

これまでわが党は、繰り返し、障害者の入所施設の増設を求めてまいりました。障害者の高齢の保護者たちから「この子より1日でもいいから長く生きたい」と必死の訴えをいただいています。埼玉県はこの声に応え、入所施設の希望を県として把握し、調整会議で緊急度を調整してきました。入所定員の減少を要求し施設建設を認めない国に対して、一貫して施設の必要性を説き、3年前には県南部で入所施設を建設しました。

しかし、当時1193人とされていた入所希望者は今年度1425人です。5年前に1000人

余りであったことから推測すると、数年後にはどれほどになるのか計り知れません。知事はかつて「今後も必要な人数を確保していきたい」と答弁されましたが、改めて、本県における障害者入所施設の必要性と施設建設の決意をお示しいただきたい。知事の答弁を求めます。

#### 【知事】

次に、「障害者が個人として尊重される社会の実現を」のお尋ねのうち、容疑者の言葉に対する見解についてでございます。

もう言うまでもありません。自分の責任でないことで生じた障害、これは社会全体でカバーするというのが政治や行政の責任だと、私は堅く信じております。そういう意味で、このような事件が二度と起こらないようにするためには、一人一人が障害者への理解を深め、偏見や差別を無くすことが重要だと思います。

次に、障害者入所施設の必要性と施設建設の決意についてでございます。

障害のある方が地域の中で、安心・安全に暮らせることが第一と考えております。

一方で、地域で暮らすことが著しく困難な重度の障害がある方もおり、入所施設の必要性は無くなることはないと考えます。国は、国庫補助金を活用した新たな入所施設の整備は原則として認めておりませんが、画一的に補助金を認めないという国の方針は適切でないと思っております。

今後とも、必要な入所施設を整備することについて、粘り強く国に働き掛けてまいります。

### 3 介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を

#### (1) これ以上の介護保険の自己負担増は許されない

#### 【柳下県議】

安倍政権は介護保険制度について、年金 280 万円以上の方への 2 割負担を導入しました。自己負担限度額は 3 万 7 千円程度に抑えられておりますが、ご存知のように介護施設の利用料は保険分だけではありません。入所施設の場合、食費・居住費・光熱費・日常生活費と積み上がり、要介護 5 の特別養護老人ホームの月額利用料は 20 万円に上るケースもあります。

厚生労働省は、11月25日社会保障審議会の部会に、単身者で年金収入 383 万円以上の方の自己負担をさらに 3 割に引き上げ、課税世帯の自己負担上限を 4 万 4 千円に引き上げる案を示しました。部会では「2 割負担でもかなりの影響が出ている」との意見があったとききます。知事、3 割への引き上げと負担上限額引き上げについて、国に中止を申し入れていただきたいと思えます。答弁を求めます。

一方で、同審議会医療部会では、高齢者の耐え難い医療費負担増が検討されています。私はこのような国の高齢者いじめは絶対許されないと指摘させていただきます。

【知事】

自己負担の3割への引上げと負担上限額の引上げの中止を国に対して申し入れることについてでございます。

この引上げに係る介護保険制度の見直しは、現在、国において検討されているところでございます。様々な立場の方々にはしっかりと議論をしていただきたいと思います。

大事なことは中止するとかしないではなく、どうすれば持続可能な介護保険制度になるか、この論点が一番大事ではないかと私は認識するものでございます。

(2) 福祉人材確保に全力を挙げよ

【柳下県議】

これまで指摘してまいりましたが、介護現場を先頭に保育・児童養護・障害者などすべての施設で人材不足です。ハローワークに求人を出し続けても、一人も連絡がない。パートさんの時給を1000円以上に引き上げても応募者がありません。夜勤や当直は深刻で、ある障害者施設では当直の主力は高齢者であり、最高齢は79歳だといいます。突然の退職者の穴埋めは、有料職業紹介や派遣業をたよらざるを得ません。有料職業紹介を利用して採用すると、年収の2割の手数料がかかります。もちろん、国に対して給与の公定価格の引き上げや処遇改善措置を求めることは大切ですが、私は、埼玉県が本気になるしかないと考えます。知事、改めて申し上げますが、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活すべきです、どうですか？

埼玉県も福祉人材センター等で、保育・介護人材確保に取り組んでいます。大学回りや説明会、就職ツアーなど努力は認めますが、民間はインターネットを使ってスマホで若い労働者をいち早く集めています。少なくとも県内の福祉労働者は、責任を持って確保するという決意で、福祉人材確保のため抜本的に予算を増やし、福祉労働者を確保してほしいと思えますが、知事いかがでしょうか？

保育士の場合、その確保のための国の制度があります。しかし保育士宿舍借上げ支援事業の実施市町村は4市、保育補助者雇上強化事業は5市にすぎません。周知徹底し、利用自治体を増やすべきです。福祉部長の答弁を求めます。

【知事】

次に、「福祉人材確保に全力を挙げよ」のお尋ねのうち、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活させることについてでございます。

この事業は、民間社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、年末に職員のボーナスに加算する一時金を処遇改善費として補助していたものでございます。介護保険制度の導入により、福祉サービスの利用が行政が決定する方式から利用者と施設が契約する形になり、県の役割も変わりました。このため、平成16年度に廃止したものであり、この事業の復活は困難であると考えております。御理解いただきたいと思います。

次に、福祉人材確保のため抜本的に予算を増やし、福祉労働者を確保することについてでございます。

県では、介護人材を確保するため、介護の資格のない方や元気な高齢者の介護現場への就労支援、介護福祉士修学資金の貸付けなどに取り組んでおります。

また、保育士を確保するため、保育士・保育所支援センターにおける就職あっせんや学生向けの就職フェアの開催、保育士修学資金の貸付けなどにも取り組んでおります。

議員提案の趣旨を踏まえ、今後とも福祉人材の確保にしっかり取り組んでまいります。

#### 【福祉部長】

御質問3のうち、保育士宿舍借上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業を周知徹底し、利用自治体を増やすべきでは、についてお答えを申し上げます。

保育士宿舍借上げ支援事業と保育補助者雇上強化事業は、市町村が実施主体となっております。事業を実施していない市町村に確認したところ、保育士宿舍借上げ支援事業については、保育所が宿舍を借りることが要件となっており、個人の賃貸契約の場合は対象とならないため、利用が進まないとのことでした。

このため、県では、個人が賃貸契約している場合も補助対象に含めるよう、国に対して要望しております。

また、保育補助者雇上強化事業については、平成28年度から開始されたため、保育所に事業が十分に周知されていないことが分かりました。このため、県では、市町村に対し、課長会議などの場を活用して、この事業を保育所に周知徹底するよう働き掛けてまいります。

これらの2つの事業は、保育士の確保や定着に効果があると考えられますので、市町村に対し、積極的に活用するよう併せて働き掛けてまいります。

#### 4 性的マイノリティの人権保障について

##### 【柳下県議】

9月に県人権推進課とLGBTの当事者との懇談が初めて行われ、私も同席しました。思春期に思い悩み、うつ病となって自殺未遂を繰り返した若者は「LGBTは一人ひとりの命がかかっている問題」とつよく訴えました。「つねに偏見にさらされ、自分を肯定できなかった」「理解してくれる人は1人もいないといつも思っていた」。当事者の多くが幼少期から性的違和感に悩みながら、理解者や相談者も見つからず苦しんでいます。

県がLGBT等支援策を推進するためには、当事者の具体的な状況や要望をつかむことが大切です。今後も定期的な懇談を続けるべきと考えますが、いかがでしょうか。  
また、県民活動総合センターやWith You さいたまなど県有施設を活用して相談や交流のできるコミュニティスペースを開設すること。以上2点、県民生活部長よりお答えください。

当事者にとっては、学校現場での理解の促進、相談体制の充実が極めて重要です。性的マイノリティに関する人権啓発DVDの、小・中学校を含めた学校現場における活用状況の把

握と、積極的な活用、特に校長など管理職を対象とした研修を実施すべきです。以上、教育長の答弁を求めます。

世界的には、同性婚を認めている22か国をはじめ、異性婚と同様の法的権利を認める国が広がっています。日本でも、国会で野党4党が提出した性的少数者差別解消を推進する法案が審議中となっています。ここ数年の国内外の変化は極めて大きなものがあります。当事者の切実な要望にこたえるためにも、性的マイノリティへの偏見や差別をなくし、性の多様性を尊重する社会の実現をめざす条例を全国に先駆けて制定すべきと考えますが、いかがですか。たとえ条例制定前でも「性の多様性尊重宣言」のような形で県の姿勢を表明すべきではないでしょうか。知事の見解を求めます。

#### 【県民生活部長】

御質問4のうち、「当事者との定期的な懇談を続けるべき」について、お答えを申し上げます。

議員お話のように、当事者の方からは、小学生や中学生の時から悩みを抱え、職場でも差別や偏見により苦しい思いを抱いているとの話を伺うことがございます。県といたしましては、事業を進めていく上で、LGBTの方々の御意見を知ることが極めて重要なことであると考えております。このため、今後も当事者に直接お会いし、御意見をお聴きするよう努めてまいります。

次に、「県有施設を活用してコミュニティスペースを開設してはどうか」についてでございます。

LGBTの方は自らのことを明らかにしていない場合が多いため、同じ境遇の方と交流する機会も少ないと言われております。そこで、すでに設置している自治体にお話をお伺いすると、他人の視線を気にせず参加できる会場やLGBTのことをよく理解しているスタッフの確保など運営上の課題を挙げておられました。

また、なかなか利用者が広がらず、利用者を増やしていくということも課題の一つであると伺っています。県といたしましては、LGBTの方々の御意見を伺って、課題の解消方法を探りながらコミュニティスペースの開設について研究してまいります。

#### 【教育長】

まず、人権啓発DVDの活用状況の把握についてでございます。

性的マイノリティの児童生徒を支援していくためには、性的マイノリティに対する学校現場での理解を促進していくことが必要です。

県では、本年3月に人権啓発DVD「あなたがあなたらしく生きるために－性的マイノリティと人権－」を市町村教育委員会と県立学校に配布いたしました。

現在、市町村が独自に開催する研修会や学校内での教職員研修において活用が始まっており、全体の状況についても、今年度末に調査する予定でございます。

次に、DVDの活用についてでございますが、来年度実施する全ての学校長を対象とした人権教育研修会で、学校での積極的な活用を働き掛けてまいります。

今後とも、性的マイノリティの子供たちの人権を保障できるよう、校長などの管理職をはじめとした教職員への研修を充実させてまいります。

#### 【知事】

私はLGBTの方に対する根強い偏見や差別的な扱いについては、あってはならないものだと思っております。国は男女雇用機会均等法の「セクシュアルハラスメント防止に関する指針」にLGBTも含めた改正を行い、来年1月から施行することになっております。

県はLGBTをテーマとした人権研修会を開催するなど、差別解消のための普及啓発に努めております。

また、県が作成する啓発冊子を改定し、LGBTに関する内容と弁護士会や支援団体が設けている相談窓口の案内を充実いたしました。

現在、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が国会に提出され、継続審議となっております。

条例を制定すべきというお話でございますが、この法律案の審議の動向をしっかりと把握しながら当事者や有識者からお話を伺い、検討を進めたいと考えます。

また、県の姿勢については、これまでも「埼玉県人権施策推進指針」や人権研修会をはじめとする啓発事業などを通じて表明してまいりました。

今後も様々な取組を通じて、県民の皆様にも県の姿勢を伝えていきたいと考えます。

### 5 埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を

#### 【柳下県議】

埼玉県の農業従事者の平均年齢は68歳、私が中山間地農業の視察として訪れた小鹿野町は、さらに平均71.2歳と高齢になっています。今、本気で手を打たなければ、埼玉の農業は自然消滅してしまいます。初めに、埼玉県の農業の未来をひらくために、中山間地への支援はかせないと考えますが知事のご見解をお示し下さい。

中山間地である小鹿野町できゅうり農家を営むKさんは、大雪で農業用ハウスが倒壊しつつも、なお農業法人を設立して頑張っている方です。2013年4月1日に新規就農者と認定されました。しかし、独立・自営就農時の年齢が45歳を半月超えていたので、年150万円の5年分750万円の給付を受けることが出来ませんでした。青年就農給付金の対象年齢をわずか半月過ぎただけで外してしまうというのでは、あまりに杓子定規です。

青年就農給付金制度の、原則45歳未満という要件について、原則とされる理由。そして、その趣旨を生かしてなるべく柔軟に対応することについて。また県単として対象年齢もさらに引き上げるべきと考えます。3点農林部長の答弁を求めます。

次に中山間地の重要な産業であるこんにゃく農家のIさんに伺ったところ、かつては300

軒あったこんにゃく農家も、今や 25 軒まで減ってしまった。自分も自分の畑だけでなく、やめてしまった方の畑 4 か所の管理も含めてこんにゃくを作っている。30 キロ 5,000 円というこんにゃく芋で、何の支援策もない中で、続けていくのは本当に苦しいとのこと。埼玉県のこんにゃくの収穫量は、466 トンで、20 年前の 4 分の 1 です。お隣、群馬県はこの 20 年間でほとんど収穫量を減らしていません。県単で 3 分の 1 補助を行い、困難な中山間地農業を独自に支援してきたからこそです。このままでは、埼玉県からこんにゃく農家は消えてしまいます。まず埼玉こんにゃくをまもる決意、またその具体的対策、とりわけ県単での具体的取組について、以上農林部長の答弁を求めます。

11 月安倍晋三内閣は、T P P（環太平洋連携協定）関連法案採決を強行し、現在、国会を延長してまで、参議院での審議が進められています。埼玉農業の危機的状況を指摘してまいりましたが、T P P は、これをさらに壊滅的に追い詰めるものです。アメリカの次期大統領として、T P P に反対しているトランプ氏が当選し、オバマ大統領も任期中の批准を断念したと伝えられています。アメリカが脱退してしまえば成立しない T P P に対して、強権的に承認をすすめる安倍内閣ですが、その姿勢について知事の見解をお聞かせください。

#### 【知事】

次に、中山間地域への支援についてでございます。

農産物の生産のみならず、水源かん養など多面的な機能を有している中山間地域の農業の振興を図ることは、地域の活性化や県土の均衡ある発展を図る上からも重要だと考えております。中山間地域では豊かな自然や気候などを生かし、いちご狩りなどの観光農業をはじめ、昼夜の温度差を生かした高品質なきゅうりの生産、ゆずなどの特産品を活用した加工品開発など特色のある農業が展開されています。

引き続き、女性や高齢者を含め意欲のある農業者を積極的に支援し、地域の特性を生かした中山間地域の農業の振興を図ってまいります。

また、大学生の持つ新しい視点や行動力などの「外からの力」を活用する「中山間ふるさと支援隊」に対しても助成を行っております。今年度は 10 の大学が 12 の地域で、遊休農地を活用した野菜づくりや、獣害防止柵の設置などの活動を行っております。

今後とも、こうした取組を総合的に実施、中山間地域の活性化につなげてまいります。

次に、T P P に対して、強権的に承認をすすめる安倍内閣の姿勢についてでございます。

物事にはプラスの面とマイナスの面がございます。T P P ではプラスの面を極大化し、マイナスの面を極小化するのが重要だと考えます。そうした中で、政府は多くの方々の理解が得られるよう、国会で丁寧な議論を行っていただくことが肝要だと思っています。

私としては T P P 発効のいかににかかわらず、本県においてもオランダのように儲かる農業が実現できるよう、しっかりと本県農業の競争力強化に取り組んでまいります。

## 【農林部長】

まず、青年就農給付金制度の原則45歳未満という要件について、原則とされる理由についてでございます。

この給付金については、45歳未満で就農できる青年等が就農計画の認定を受けることが要件となっており、国は、この要件に合わない場合を考慮して、原則としています。

国の要綱では、特別な事情で45歳以上の方を給付対象にしたい場合に、国と協議することとなっています。この特別な事情というのは、災害で就農予定時期がずれ込んでしまう場合や、高齢化が著しい地域で農業後継者が他にいない場合などとなっています。

本県においても国の要綱に基づき給付金制度を運用しているところであり、今後とも制度の趣旨を踏まえつつ、国と協議を行うなど、可能な限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議員ご提案の県単として対象年齢もさらに引き上げるべきについてでございますが、県の厳しい財政状況の中で新たな財政措置を行うことは、極めて困難であると考えております。今後、本県の新規就農者の実情などを国へ丁寧に説明するとともに、原則45歳未満という要件の緩和について、国へ要望してまいります。

次に、「埼玉こんにやくを守る決意、また具体的対策、とりわけ県単での具体的取組」についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、こんにやくなどの地域特産物の振興は、中山間地域農業にとって極めて重要と考えております。このため、県では、埼玉県西北部特産協会を通じ、こんにやくなど地域特産物の品質向上に対する補助を行っております。

また、今年度から「オーダーメイド型産地づくり事業」において、こんにやくなど地域特産物の生産から販売までの取組に対し、支援を開始しております。

今後とも、こんにやくなど地域特産物の生産農家と連携を深め、生産技術の支援を行うなどにより、地域特産物の振興に取り組んでまいります。

## 6 三富地域の安全と農業を守るために

### (1) 三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ

#### 【柳下県議】

落ち葉の敷きつめられた雑木林。短冊状に整然と区切られた地割。所沢市の中富・下富・三芳町の上富をはじめとする三富地域はサツマイモ・ほうれんそう、サトイモなど全国有数の露地野菜産地です。この美しい景観と豊かな土地を作り上げたのが、雑木林＝この地域では「ヤマ」と呼んでいますが、「ヤマ」の落ち葉をたい肥として利用する元禄（げんろく）時代から引き継がれてきた伝統農法です。現在、JAを中心に関係市町が協議会をつくり、この農法について世界農業遺産の認定申請を行い、まずは1次書類審査を通過しました。現在80件の農家がこの取組みに参加しています。ぜひ、県としても農業遺産登録へ全力で支援をお願いしたいと思います。

しかし、農業遺産は農法の登録であり、落ち葉たい肥農法に参加する農家の広がりがかぎです。認定後も5年ごとに審査が行われ、認定取り消しもありえます。9月に行われた「農」と里山シンポジウムでは、シンポジストである農業後継者が、イモ堀などの取り組みを紹介しつつ、「ヤマ」の伐採の方法、また間伐材の利用の仕方がわからないなど伝統農法を続けるむずかしさを語っていました。このような後継者の声にどのように応えていくのですかまた、ヤマを守るためには、税制面で雑木林を農地として扱うなどさらに国に要望すべきですが、農林部長の答弁を求めます。

#### 【農林部長】

まず、「後継者の声にどのように応えていくのか」についてでございます。

議員お話の落ち葉を堆肥として利用する伝統的農法の根幹は、平地林を適切に管理することでございます。

このため、県や関係市町、関係団体などで構成する「三富地域農業振興協議会」において、平地林の管理作業を指導している専門家を招き、農家への指導と平地林の管理マニュアルの作成を進めております。

また、協議会では平地林の更新のため、県内木工作家との連携による木工製品の製造や、建材などとして利用を検討しているメーカーとのマッチングにも取り組んでおります。

県では、これらの取組を支援し、伐採方法の周知や木材の利用促進に努め、平地林の適切な管理が進んでいくよう取り組んでまいります。

次に「税制面で雑木林を農地として扱うなどさらに国に要望すべき」についてでございます。都市部の雑木林は相続税が高額であり、このことが開発用地として売却される原因となっております。三富地域の平地林では、適正な保全・管理を具体化する森林経営計画を立てることにより税制上の特例措置を受けることができます。県では、川越市、狭山市、ふじみ野市、三芳町で約318ヘクタールの森林経営計画の作成を支援し、税制上の特例措置を受けております。

今後とも、森林経営計画の作成を支援するとともに、相続税課税評価の軽減や納税猶予の創設など税制上の軽減措置について、引き続き国に要望してまいります。

#### (2) 地域の安全を脅かす三芳スマートインターチェンジ大型車通行許可について

##### 【柳下県議】

昨年7月に国土交通省より、三芳インターチェンジのフル化と車種拡大の連結許可が決定されました。党県議団はこれまで、大型車の通行許可には、ふじみ野高校前をはじめとして道路の安全対策が間に合わないという理由から反対してきました。

さて国土交通省は、昨年連結許可の際に、異例ともいえる条件を提示しました。そこには主要アクセス道の安全対策とともに「インターチェンジの工事開始時期までに、連結のために必要な工事を施行する土地のすべての所有者を含む地域住民の理解を十分に得ること」

という文言があります。現在も地権者の中には土地提供を拒否している方がおられます。

そこで県土整備部長にお伺いしますが、この連結許可への条件にある、「所有者を含む地域住民の理解を十分に得られた」という状況にはないと考えますが、答弁を求めます。

#### 【県土整備部長】

三芳スマートインターチェンジのフルインター化と車種拡大については、三芳町が利便性向上や地域の活性化等を目的に計画し、平成27年に国土交通省から連結を許可されております。県としても円滑な事業進捗のためには、御質問の連結許可条件への対応は必要不可欠であると認識しております。

三芳町ではこれまでも地域住民に対して、地元説明会やホームページ、広報紙により内容の説明を行っており、現在は用地測量を実施していると聞いております。

今後とも連結許可条件への取組につきましては、申請者である三芳町をはじめ関係市などとともに、地元の皆様のご理解が得られるよう努めてまいります。

### 7 埼玉県青年の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を

#### 【柳下県議】

今月4日、埼玉県内の学生や若者らが、大宮駅東口に集まり、給付制奨学金の実現を求めて緊急行動をおこない私も参加しました。介護福祉士の26才の男性は、「返済する奨学金が利息を含めて650万円にものぼり、50代まで返済し続けなければならない」と語っていました。埼玉県高等学校等奨学金制度も最大で169万円の借入となります。このような重荷を社会人のスタートから背負い、不安定雇用や低賃金の中で長期にわたって返済を続けていかなければならないのです。現在返済困難者は319人に上り、債権回収会社に回されています。

給付制奨学金を求める学生や保護者の声をうけて、政府が給付制奨学金の具体化を検討しはじめました。埼玉県でも給付制の高等学校等奨学金の創設を検討すべきと考えますが、いかがですか。

予算特別委員会で村岡県議が取り上げ、奨学金に関する相談を受けつける団体の一覧が県のホームページに掲載されるようになりました。しかし、そのページがどこにあるのか、あまりにもわかりにくい状況です。#8000などが掲載されている「各種相談窓口」のページにそれを追加するなど県民にわかりやすい改善を求めます。以上2点について、教育長の答弁を求めます。

#### 【教育長】

まず、「給付制の高等学校等奨学金の創設」についてでございます。

現在、高校の授業料については、就学支援金制度などにより、実質的な無償化が実現して

おります。また、生活保護受給世帯や非課税世帯の方に対しては、国からの補助金を活用し、返還不要の「奨学のための給付金」を支給しております。

それに加えて、本県の奨学金制度においては、一定の所得要件のもと希望される方すべてが、無利子で貸与を受けることができます。貸与上限額は、全国トップレベルの水準となっており、家庭の学習費負担をほぼ賄える金額となっております。奨学金制度については、長期に渡り継続的かつ安定的に実施していくために、財源を確保することが重要でございます。そこで、ご提案の給付制奨学金の創設につきましては、まずは現行の制度をしっかりと維持してまいりたいと考えております。

次に、「奨学金に関するホームページの県民にわかりやすい改善」についてでございます。

経済的な要因などにより返還に苦慮している方に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな対応をとることが必要でございます。そのため、貸与時や返還開始時に配布するパンフレットなどを通じて、返還に関する相談窓口などをお知らせしております。

また、県や金融機関では、返還が困難な方から相談があった際には、返還猶予手続きの案内をするなど、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めております。

ホームページの掲載位置の分かりにくさについては、ご指摘の意見を踏まえて早急に改善してまいります。

## 8 まだ間に合う！水の貯まらないダム＝思川開発からは撤退を

### 【柳下県議】

国土交通省と水資源機構は、栃木県思川流域における洪水調節と首都圏及び栃木県南部の水需要確保を目的とした総額 1850 億円の思川開発事業を推し進めようとしています。開発の中核は鹿沼市での南摩ダム建設です。しかし、1964 年の事業構想発表以来、南摩川は毎秒 0.45 m<sup>3</sup>しか流れないことから水の貯まらないダムと言われ続け、他の 2 つの川から水を引かなければなりません。この地にダムはもともと無理な話であり、本体工事は今日まで中断しておりました。

ところが、本年 8 月 25 日、国交省は事業の継続を決定しました。埼玉県はこの開発事業に治水分約 14 億円を支出しており、今年度は利水分約 5 億円も支出予定です。そこで質問ですが、このまま事業が進められた場合の、県の負担総額についてどうなりますか。そもそも思川は埼玉県を流れる川ではありません。南摩ダム建設による治水効果について、南摩ダムの集水面積は思川流域のごく一部の 1・6%程度の面積に過ぎないと言われ、本県には何の効果もないのではありませんか。

事業実施計画は、南摩ダムによって新たに最大毎秒 3 m<sup>3</sup>の水源を開発し、水利権を持つ 7 団体に配分するというものです。その配分量と対価としての事業費では、栃木県は約 64 億円、北千葉広域水道企業団が約 50 億円で、埼玉県は毎秒 1.163 m<sup>3</sup>で約 139 億円となり事業費比率でも 7 団体中、最大規模です。

伺いますが、本県の県営水道の年間給水量は水需要の減から毎年、平均 0.57%ずつ減り

続けています。この実態に照らしても 1.163 m<sup>3</sup>の水源に 139 億円もの対価を負担する必要があるのですか。今なら撤退は可能ではないですか。埼玉県の未来へ負担をおしつけない、この立場から撤退の決断をお願いします。以上 4 点知事の答弁を求めます。

【知事】

県の負担総額について

思川開発事業の総事業費約 1,850 億円のうち、本県は治水分で約 30 億円、利水分で約 139 億円を負担することとなっております。なお、利水分のうち約 60 億円は国庫補助金として実質的に国が負担することになっております。

南摩ダム建設の治水効果について

南摩ダムは、思川の支川であります南摩川の上流部に建設が進められ、南摩ダムを含む渡良瀬川流域のダム群及び渡良瀬遊水地の洪水調節機能は、渡良瀬川からの合流量が利根川に負荷を与えないようにすることです。

水害のリスクを減らすことは利根川等の沿川都県にとって重要であり、本県においても、南摩ダムは治水計画上の効果があると考えております。

水源開発に 139 億円も負担する必要があるかについて

今申し上げたとおり、139 億円のうち約 60 億円は国庫補助金でございますので、実質的な県の負担は約 79 億円でございます。

本県では思川開発事業によって江戸川から非かんがい期に取水するための暫定水利権を確保しており、水道用水を供給する上で必要な事業になっております。

また、現在利根川水系ではおおむね 3 年に 1 回の割合で渇水による取水制限が行われております。今後、10 年に 1 回発生するほどの厳しい渇水時にあっても水道用水を安定供給できる体制を築いていく上で、本事業の参画は必要だと考えております。

次に、撤退の決断をお願いすることについて

近年、異常気象によって集中豪雨や渇水など予想もしない事態が発生しています。

昨年 9 月に鬼怒川の堤防が決壊した関東・東北豪雨や、本年 8 月に北海道・東北を襲った台風被害などは記憶に新しいところでございます。

また、今年の春は暖冬で雪解けが早く、利根川水系では異例に早い 6 月 16 日からの取水制限が実施されました。こうしたことを踏まえると、思川開発事業は本県にとって必要なものだと考えております。県としては関係 1 都 3 県と連携し、思川開発事業の早期完成を求めてまいります。御理解をいただきたいと思っております。